



26 建住第 250 号

平成 26 年(2014 年)11 月 10 日

一般社団法人 長野県宅地建物取引業協会会長 様

長野県建設部建築住宅課長

宅地建物取引主任者に対する講習（法定講習）の実施要領（昭和 55 年建設省告示第 1798 号）の一部を改正する告示の施行について（通知）

平素より長野県の行政に多大なるご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。さて、標記について平成 27 年 4 月 1 日より施行されることになりました。改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、その旨御理解の上、貴団体加盟の宅地建物取引業者へご周知をお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

宅地建物取引主任者の役割の増大に鑑み、「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」の名称に改めるほか、「宅地建物取引士の業務処理の原則」など、宅地建物取引士の適正な業務確保に係る新たな規定の創設等を内容とする宅地建物取引業法の一部を改正する法律

（平成 26 年法律第 81 号。以下「改正法」という。）が平成 26 年 6 月 25 日に公布されたところである。このため、改正法の趣旨を踏まえ、宅地建物取引士にふさわしい資質の維持向上を図る観点から、宅地建物取引主任者に対する講習（法定講習）の内容を充実させることとし、実施要領の改正を行ったものであること。

2 改正の内容

① 題名

題名を「宅地建物取引主任者に対する講習の実施要領」を「宅地建物取引士に対する講習の実施要領」に改める。

② 講習の科目

「宅地建物取引士の使命と役割に関する事項」を加えるとともに、現行の各講習科目の「おおむね過去 3 年間」を「おおむね過去 5 年間」に改める。

③ 講習の時間

「おおむね 5 時間」を「おおむね 6 時間」に改める。

④ 受講料

「11,000 円以下」を「12,000 円以下」に改める。

⑤ その他

第二中「宅地建物取引主任者証交付申請書」を「宅地建物取引士証交付申請書」に改める。

3 講義手法

今般の実施要領の改正に併せ、講習効果を高めるとともに実践的な知識を習得する観点から、自己採点、ケーススタディなど受講者参加型の講義手法を取り入れるよう、講義手法の実施について取り計らいをお願いします。

長野県 建設部建築住宅課建築技術係
課長 山田邦仁 担当 北澤芳人
〒380-8570
長野県長野市南長野幅下692-2
電話 026-235-7331
FAX 026-235-7479
電子メール kenchiku@pref.nagano.lg.jp

○宅地建物取引主任者に対する講習の実施要領（昭和五十五年建設省告示第千七百九十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

宅地建物取引士に対する講習の実施要領

第一 講習の科目及び時間

宅地建物取引業法第二十二条の二第二項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の指定を受けた講習（以下「講習」という。）の科目及び時間は、次のとおりとする。

1 講習の科目

一 宅地建物取引士の使命と役割に関する事項

二 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関する事項

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令の概要

ロ おおむね過去五年間ににおけるイに掲げる法令の改正等の要点

三 土地及び建物についての法令上の制限に関する事項

イ 土地及び建物についての法令上の制限に関する事項の概要

ロ おおむね過去五年間ににおける土地及び建物についての法令上の制限の改正等の要点

ハ 土地及び建物についての法令上の制限に関する実務上の主要な留意事項

四 宅地及び建物についての税に関する法令に関する事項

イ 土地及び建物についての税に関する法令の概要

ロ おおむね過去五年間ににおけるイに掲げる法令の改正等の要点

点

ハ 宅地及び建物についての税に関する法令に関する実務上の主要な留意事項

五 宅地建物取引業法及び同法の関係法令並びに宅地及び建物の

宅地建物取引主任者に対する講習の実施要領

第一 講習の科目及び時間

宅地建物取引業法第二十二条の二第二項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の指定を受けた講習（以下「講習」という。）の科目及び時間は、次のとおりとする。

1 講習の科目

（新設）

一 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関する事項

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令の概要

ロ おおむね過去三年間ににおける土地及び建物についての法令上の制限の改正等の要点

点

二 土地及び建物についての法令上の制限に関する事項

イ 土地及び建物についての法令上の制限に関する事項の概要

ロ おおむね過去三年間ににおける土地及び建物についての法令上の制限の改正等の要点

ハ 土地及び建物についての法令上の制限に関する実務上の主要な留意事項

三 宅地及び建物についての税に関する法令に関する事項

イ 宅地及び建物についての税に関する法令の概要

ロ おおむね過去三年間ににおけるイに掲げる法令の改正等の要点

点

ハ 宅地及び建物についての税に関する法令に関する実務上の主要な留意事項

四 宅地建物取引業法及び同法の関係法令並びに宅地及び建物の

主要な留意事項

価格の評定に関する事項

イ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令の概要
ロ おおむね過去五年間ににおける宅地建物取引業法及び同法の

関係法令の改正等の要点
ハ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関する実務上の主

要な留意事項

六 宅地及び建物の価格の評定に関する実務
二 宅地又は建物の取引に係る紛争のうち代表的なものの処理の

実例

2

講習の時間

講習は一日で終了するものとし、講習の時間はおおむね六時間とする。

第二 講習修了証明

講習を修了した者に対する証明を行なうものとする。ただし、特に必要があると都道府県知事が認めた場合には、講習を修了した旨の証明書を交付するものとする。

第三 その他講習に関し必要な事項

（略） 二 講習実施計画書の届出等

受講料は一万二千円以下とするものとし、毎年度開始前に（平成八年度にあつては、本告示の施行後速やかに）、受講料その他の講習の実施に関する事項を記載した講習実施計画書を指定を行つた都道府県知事に届け出るものとする。

三 （略）

価格の評定に関する事項

イ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令の概要
ロ おおむね過去三年間ににおける宅地建物取引業法及び同法の

関係法令の改正等の要点
ハ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関する実務上の主

要な留意事項

六 宅地及び建物の価格の評定に関する実務
二 宅地又は建物の取引に係る紛争のうち代表的なものの処理の

実例

2

講習の時間

講習は一日で終了するものとし、講習の時間はおおむね五時間とする。

第二 講習修了証明

講習を修了した者に対する証明を行なうものとする。ただし、特に必要があると都道府県知事が認めた場合には、講習を修了した旨の証明書を交付するものとする。

第三 その他講習に関し必要な事項

（略） 二 講習実施計画書の届出等

受講料は一万一千円以下とするものとし、毎年度開始前に（平成八年度にあつては、本告示の施行後速やかに）、受講料その他の講習の実施に関する事項を記載した講習実施計画書を指定を行つた都道府県知事に届け出るものとする。

三 （略）